改正 現 行 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)

制定 平成 09·03·31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09·09·29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10.03.26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11:09:28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12:03:31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12:09:20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止·制定 平成 19·06·18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22:04:01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23.01.15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23.06.28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改定 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改定 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改定 20141217商局第5号 平成26年12月22日 改訂 20160216商局第2号 平成28年 2月26日 改正 20160613商局第3号 平成28年 6月30日

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)

制定 平成 09·03·31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09·09·29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10.03.26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11:09:28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12:03:31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12:09:20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止·制定 平成 19·06·18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22:04:01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23-01-15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23 - 06 - 28 原院第4号 平成 23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改定 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改定 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改定 20141217商局第5号 平成26年12月22日 改訂 20160216商局第2号 平成28年 2月26日

(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

I. 高圧ガス保安法関係

第49条の23関係

高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関は、試験に関する業務にあたっては、必要に応じてアメリカ合衆国、 ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦若しくは 日本国の規格制定機関又は当該機関が認めた検査機関若しくは検査員が検査して合格したことを証する資料(刻 印等を含む)又は日本国において容器検査を行う者がこれに準ずるものと認めた資料を一部活用しても差し支え ない。ただし、耐圧試験に係る資料については、当該輸入容器の容器検査申請日と当該資料に係る試験の外国 等における実施日との間隔が1年6月以内のものに限るものとする。

(9)の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について

第5条関係

第2項中「当該容器に使用する金属材料が第3条第1号で定める製造の方法の基準に適合するものとして認め られたもの」とは、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、国際相互承認に係る容器保安規 則第3条第1号で定める製造の方法の基準に適合することを証された書面の交付を受けた容器のことをいう。

(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

I. 高圧ガス保安法関係

(新設)

(新設)

Fu	T
<u>第11条関係</u>	(新設)
第2項中「当該附属品に使用する金属材料が前項第一号で定める基準に適合するものとして認められたもの」	
とは、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が行う検査により、国際相互承認に係る容器保安規則第11条第	
1号で定める附属品の規格に適合することを証された書面の交付を受けた附属品のことをいう。	
<u>第14条関係</u>	(新設)
特別充塡許可申請にあたっては、当該容器が特別充塡しても安全であることを確認するための資料(例えば、	
容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書等)を提出す	
ることとし、耐圧試験を行う必要の時期については、原則として国際相互承認に係る容器保安規則第15条による	
<u>ものとする。</u>	
なお、特別充塡許可は、高圧ガス保安法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以	
上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。	
第31条関係	(新設)
第4項中「経済産業大臣が適切であると認めた者」とは、一般財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互	
承認協定を結んだ外国の認定機関からそれぞれ認定された審査登録機関とする。	
第39条関係	(新設)
検査規程)の変更は妨げない。	
(9)の <u>3</u> 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について	(9)の2 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について
(略)	(略)
(9)の4 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	(新設)
の運用及び解釈について	
第17条関係	(新設)
第一号ハ(イ)の「樹脂で補修」とは、次をいうものとする。	
① 表面が滑らかになるように前処理を行う。	
② <u>当該傷部分を室温硬化型エポキシ樹脂(ビスフェノールAグリシジルエーテルに限る。)により表面が滑らかに</u>	
なるように補修する。なお、傷部分に拘束されていないガラス繊維がある場合は当該ガラス繊維を切除するこ	
<u>と。</u>	
L	